

放射性物質分析・研究施設第1棟 RI使用許可申請の廃棄物管理について

2020年12月15日

東京電力ホールディングス株式会社
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1. 前回の面談時の廃棄物管理の指導内容

- ・東京電力（以下「東電」）は、放射性同位元素等規制法に関しては、第1棟から非密封R I 混在廃棄物として引き受ける前までに、当該廃棄物の保管を行うために必要な許可を受ける必要がある。
- ・原子力機構（以下「JAEA」）については、上記方針を踏まえた放射性同位元素等規制法における非密封R I の使用に必要な許可を受ける必要がある。

○ 上記の内容を踏まえた放射性同位元素等規制法に基づく申請を行う際に踏まえるべき事項

- ・JAEAは、分析後のガレキ等の廃棄物は、運用上の管理単位はあるものの、原則として、JAEAでは保管管理せず、東電の廃棄施設に払い出すなど、廃棄物の管理が東電に移行できるようにすること。

2. 第1棟RI使用許可申請の内容（1/2）

規制庁の廃棄物管理の指導を受けて、第1棟RI使用許可では、以下のように申請する。

RI混在廃棄物を第1棟で保管管理せず、東電に引き渡すが、東電に引き渡すまでの一時的な保管場所、純RI廃棄物の保管廃棄場所として第1棟に保管廃棄設備を設定する。

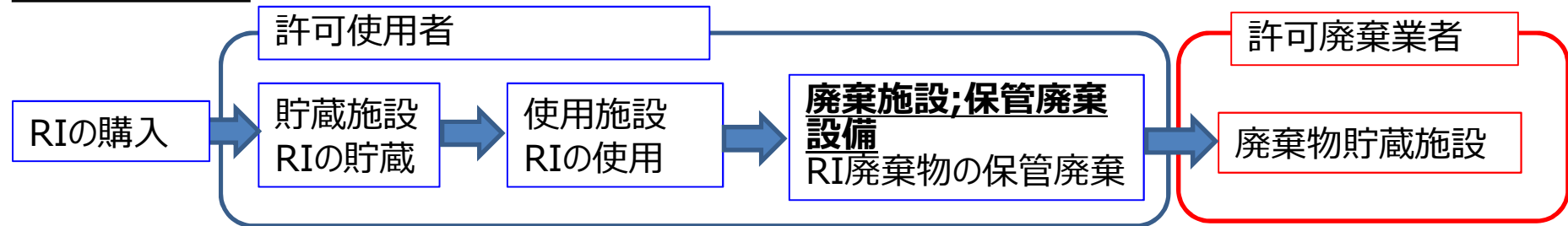
【保管廃棄設備の申請が必要な理由】

1. 固体混在廃棄物を東電へ引き渡すときに、引き渡すまでの一定期間、第1棟で混在廃棄物を保管することになるため、保管廃棄設備で混在廃棄物を保管する必要があると認識している。
2. 純RI廃棄物（混合ではなく）は、通常のRI施設と同様に、アイソトープ協会に払い出す可能性がある。
→運用開始後にアイソトープ協会の現場確認の結果による。
3. 申請時の廃棄施設の実効線量評価は、通常、保管廃棄設備に固体廃棄物を保管した想定で評価する。

2. 第1棟RI使用許可申請の内容 (2/2)

JAEAがRIの使用、東電がRI混在廃棄物の保管管理の責任を負うとの指導を受けて、RI使用許可申請においては、通常どおり保管廃棄設備を申請し、以下のように対応したい。

通常のRI施設



大熊のRI施設

